

地方整備局の指名競争入札に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年六月二十日

藤末健三

参議院議長 江田五月殿



## 地方整備局の指名競争入札に関する質問主意書

公共事業の入札や契約について様々な不祥事がマスコミ等で報道されている。国土交通省は平成十八年度、十九年度、二十年度と続けて各地方整備局に「国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」、また本年四月には「国土交通省所管事業の執行について」の通達を発出しており、その中でも、透明性、競争性の確保について規定している。

これを踏まえて、以下質問する。

一 地方整備局の指名競争入札について、指名理由を明確にせず競争を限定しているが、会計法等法規的に問題はないのか。政府の見解を示されたい。

二 また、指名を受けている日本道路興運は二〇〇四年一月には、架空人件費を計上する手口で二〇〇三年三月期までの七年間に約二億八千万円の所得隠しを東京国税局に指摘されているが、そのような企業に対して指名を行うことは、法規的にまた道義的に問題はないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

